

ちよつと知っておきたい消費生活のこと

結婚式にまつわるトラブル

結婚式の具体的なトラブル内容としては、「申込金が返金されない」などの契約をキャンセルする段階でのトラブルや「見積もりよりも100万円以上も高くなった」担当者の手違いで料金が打合せと違った」など、さまざまな場面のものがあります。

・契約を急がされてもその場で署名サイン・押印をしたり、申込金を支払ったりせず慎重に検討してから契約しましょう。

・お金を支払うときは、支払う目的、返金の有無をしっかりと確認しましょう。

・契約を締結する前に、契約の成立時期やキャンセル料がいつ、どのくらいかかるのかを確認しましょう。

・結婚式場等の担当者に結婚式・披露宴等の具体的なイメージや予算を伝え、こまめに概算を出してもらいましょう。

・担当者との意思疎通を積極的に図り、信頼関係を高めましょう。

・勧誘方法や事業者の対応等に問題があると思われる場合や、事業者とのトラブルになった場合など、困ったときは相談してください。

相談窓口

・利府町消費生活相談窓口（産業振興課 商工観光班内）

▼相談日 毎週火・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時

☎7677-21120
☎7677-2105

・宮城県消費生活センター

▼相談日 平日 午前9時～午後5時
土・日曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時

☎2611-5161

返しきれない借金で悩んでいませんか

東北財務局では、借金返済に関する相談に応じています。専門相談員が相談者のお悩みを丁寧にお聞きしアドバイス等を行うとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。まずは電話で、お気軽にご相談ください。

▼対象 借金返済でお悩みの個人の方（自営業の方を含む）▼受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時▼連絡先 東北財務局 金融監督第三課 多重債務相談窓口（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階）

☎2661-5703

税務署からのお知らせ

法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年1月1日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払に関する法定調書には、支払を受ける個人の方の氏名や住所のほか、マイナンバー（個人番号）の記載も必要になりました。

講演等の報酬や、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示が必要になります。

これらの詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】www.nta.go.jp
▼問い合わせ先 塩釜税務署
☎3622-2151（代表）

消防署から



火災が増加しています

塩釜地区では、今年に入り37件（10月末現在）の火災が発生しており、昨年同期と比べ11件増加しています。主な火災原因は「放火」が第1位で、「電気関係」「ストーブ」「こんろ」などの原因も上位を占めています。冬は、さらに暖房機器等の使用が増え、空気も乾燥しますので、火の用心に心がけましょう。

住宅用火災警報器は、住宅火災防止の切札です。まだ設置されていないお宅は、早急に設置してください。また、既に設置されている方は、定期的にお手入れと点検を行なってください。

住宅防火

いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】
・寝たばこは絶対にやめる。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスこんろなどのそばを離れる際は、必ず火を消す。

【4つの対策】

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
・寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器等を設置する。
・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

▼問い合わせ先
塩釜地区消防事務組合消防本部予防課
☎3611-1616
☎3561-2251

利府消防署
☎3561-2251

防火標語を募集します

みなさんの「防火」に対する日頃の思いを標語にしてみませんか。

▼募集期間 12月12日（月）～平成29年1月12日（木）※必着 ▼応募作品 家庭、地域または職場における「防火」をテーマとしたもので、未発表かつ他のコンクールに出品していないものに限りです。▼応募資格 塩釜地区消防事務組合管内（利府町・塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町）に居住または勤務する方（在学中の方を含む）

▼応募方法 作品数は一人1点とし、官製はがきに標語、住所、氏名（フリガナ）、年齢、職業及び電話番号を明記し、左記のあて先にご応募ください。なお、入選作品は作者の氏名・勤務先・学校名を付して火災予防広報に幅広く使用しますので、同意いただける方のみご応募ください。

【応募先】〒985-0021

塩竈市尾島町17番22号

塩釜地区消防事務組合消防本部

防火標語募集係

入選者には、平成29年2月中旬に直接通知し、記念品を添えて表彰状を授与します。

▼問い合わせ先 塩釜地区消防事務組合消防本部予防課指導係
☎3611-1617

10月の事故火災（町内）

◎交通事故 16件（110件）
前年度同期 17件（134件）
◎火災 0件（6件）
前年度同期 2件（4件）
（ ）内は1月からの累計